

事務連絡  
令和4年9月14日

各 都道府県 衛生主管部（局） 御中  
市区町村

厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省医政局地域医療計画課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省医政局医事課  
厚生労働省医政局歯科保健課  
厚生労働省医政局看護課

医療機関等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」等の活用調査について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、「医療機関等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用の再周知及び調査について」（令和4年7月28日付事務連絡）において、医療関係団体から厚生労働省に対し、医療機関等における物価高騰への支援の拡充に関して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）による支援の確実な実施等についての要望があり、医療機関等の負担の軽減に向けて、臨時交付金を積極的に活用いただくようお願いするとともに、各都道府県における取組の検討状況について調査をさせていただきました。

今般、令和4年9月9日の第4回物価・賃金・生活総合対策本部において、臨時交付金の増額・強化として6,000億円規模の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設され、その推奨事業メニューとして「医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」が推奨されています。

こうした状況を踏まえ、改めて医療機関等への支援の検討状況を把握したく、各都道府県におかれましては、

- ・ 物価高騰に関し、医療機関等（病院、診療所（歯科を含む。）、助産所、施術所、歯科技工所）が対象となる支援（事業者支援の一環として医療機関等が支援対象となりうるものを含む。）を行っている又は行う予定があるか否か及び今後のスケジュール・給付開始時期
- ・ 管下の市町村及び特別区において、物価高騰に関し、医療機関等が対象となる支援を行っている又は行う予定があるか否か及び今後のスケジュール・給付開始時期（都道府県において聞き取り調査等を行った上でご回答いただくようご協力ください。）

について、都道府県分については9月22日(木)、市区町村分については9月29日(木)までに、別添様式にて厚生労働省(iryohoujin@mhlw.go.jp)までご報告いただくようお願いいたします。

<本件問い合わせ先>

厚生労働省医政局医療経営支援課

電話：03-5253-1111 内線 2623、2620、2609